

健康相談、面接指導 利用申込書

※一事業場につき一枚に記入して、清庵地域産業保健センターへFAX【054(348)2332】を送付

事業場	事業場名	〇〇商事(株)清水営業所		
	所在地	〒424-1234 静岡県清水区渡川1-2-3		
	労働者数	(男: 10 人)	(女: 5 人)	(計: 15 人)
	事業内容	卸売業		
	代表者	職名: 営業所長 氏名: 静岡 太郎		
	担当者	職名: 庶務係長 氏名: 山田 次郎 ※健康管理責任者の職名・氏名を記入してください。 電話: 054-123-4567 FAX: 054-123-8910		
企業の情報※	企業名	(〇〇商事(株))		
	労働者数	(300 人)		
	産業医数	(2 人)		
	うち 総括産業医	(有 ・ 無)		
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談 (脳・心臓疾患リスク者保健指導)	(対象者	名)	
	2 健康相談 (メンタルヘルス不調者相談・指導)	(対象者	名)	
	3 健康相談 (ストレスチェック相談・指導)	(対象者	名)	
	4 健康相談 (その他)	(対象者	名)	
	5 健康診断の結果についての医師の意見聴取	(対象者	10	名)
	6 長時間労働者に対する面接指導	(対象者	名)	
	7 高ストレス者に対する面接指導	(対象者	名)	
	8 その他 ()	(対象者	名)	
事業場訪問	1 希望する (産業医・保健師・労働衛生工学専門員) 2 希望しない			
厚労省ガイドラインによる 治療と仕事の両立支援訪問	事業場への訪問支援	1. 希望する	2. 希望しない	
その他連絡事項等	※上記の事業場訪問、両立支援訪問は別紙リーフレットを参照して○印してください。			

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2(例)を使用すること。必要の場合はセンターまで請求ください。

※ 労働衛生工学専門員とは、作業場の環境改善に対しアドバイスをする専門職です。また、保健師は健康相談・健康診断後の事後指導・社内勉強会等を行う専門職です。併せてぜひご利用ください。

※ 治療と仕事の両立支援とは、治療を続けながら就業することをサポートする働き方改革の一つです。

* 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 上記に相違ありません。

チェック欄
はい いいえ

健康相談・面接指導 利用申込書

事業場	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	(男：人)	(女：人)	(計：人)
	事業内容			
	代表者	職名： 氏名：		
	担当者	職名： 氏名： 電話：FAX：		
	企業の情報※	企業名 () 労働者数 (人) 産業医数 (人) うち 総括産業医 (有・無)		
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談 (脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談 (メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談 (ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談 (その他) (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他 () (対象者 名)			
事業場訪問	1 希望する (産業医・保健師・労働衛生工学専門員) 2 希望しない			
厚労省ガイドラインによる 治療と仕事の両立支援訪問	事業場への訪問支援 1. 希望する 2. 希望しない			
その他連絡事項等				

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2（例）を使用すること。必要の場合はセンターまで請求ください。

※ 労働衛生工学専門員とは、作業場の環境改善に対しアドバイスをする専門職です。また、保健師は健康相談・健康診断後の事後指導・社内勉強会等を行う専門職です。併せてぜひご利用ください。

※ 治療と仕事の両立支援とは、治療を続けながら就業することをサポートする働き方改革の一つです。

＊下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

チェック欄
はい いいえ

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 上記に相違ありません。

作業場の環境を改善して、安全・安心な働きやすい職場を作りませんか？



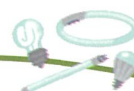
労働衛生工学専門員の**無料**個別会社訪問で
専門的なアドバイスを受けよう！



作業環境測定の見方
測定結果の活用方法へのアドバイス
有害化学物質の発生源対策
局所排気装置の設置等へのアドバイス



作業環境(温度・湿度・照度・騒音・粉じん等)
や作業方法(重量物取扱い作業等)
に対するアドバイス



化学物質リスクアセスメント
導入へのアドバイス



職場の労働衛生向上には、「健康管理」だけでなく「作業環境管理」「作業管理」の3管理が重要です。労働衛生工学専門員が現場を訪問して職場環境を見たうえで、作業環境改善について専門的なアドバイスをいたします。お申込み、お問い合わせは静岡産業保健総合支援センターまたは裏面のお近くの地域産業保健センターまでお願いします。

静岡産業保健総合支援センター

〒420-0034 静岡市葵区常磐町2丁目13-1住友生命静岡常磐町ビル9階
TEL: 054-205-0111 FAX: 054-205-0123

小規模事業場の事業者（50人未満） 安全衛生担当者の皆様へ

産業保健専門職（保健師）と一緒に

- ・健康で働きやすい職場づくり

- ・治療と仕事の両立支援

など、職場の健康管理に取り組みませんか？

保健師が「**無料**」でサポート致します。



健康相談・保健指導(メンタル含む)
健康上の不安について
健康診断結果の有効利用

治療と仕事の両立支援（事業場規模に関係なく）
病気になっても働き続けることが出来る様
会社・ご本人・保健師で無理のない方法を見つめましょう

事業場内でお困りの健康問題支援
今実際に対応に苦慮している健康問題は
ありませんか？一緒に解決策を見つめ
ましょう



【お問い合わせ】

静岡産業保健総合支援センター

〒420-0034 静岡市葵区常磐町 2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階

☎054-205-0111 FAX054-205-0123

静岡産業保健総合支援センターのホームページからお申込み頂けます。(https://www.shizuokas.johas.go.jp)

従業員の皆様へ

治療と仕事の両立支援を活用しましょう！

静岡産業保健総合支援センターが、病気になっても仕事を続ける

ことができるよう、貴方にとっても会社にとっても無理のない復職を支援いたします。



静岡産業保健総合支援センターでは
保健師・両立支援促進員があなたの復職をサポートします。

★センターの両立支援には、ご本人の同意と事業場の申し出が必要です。

- ・就業規則活用に関するアドバイス ・従業員（同僚）への「両立支援」意識向上セミナー開催
- ・主治医と従業員と会社を繋ぐお手伝い・両立支援プラン作成 ・ご本人、会社の担当者からの相談対応 等により復職を支援します。復職するまで、また復職してからも問題なく仕事が継続できるようサポートを続けます。

産保センターへ
ご連絡ください

治療と仕事の両立支援を進めましょう！

労働者が病気になっても仕事を続けることができるよう、会社にとっても労働者にとっても安心な仕組みを作っておきましょう！



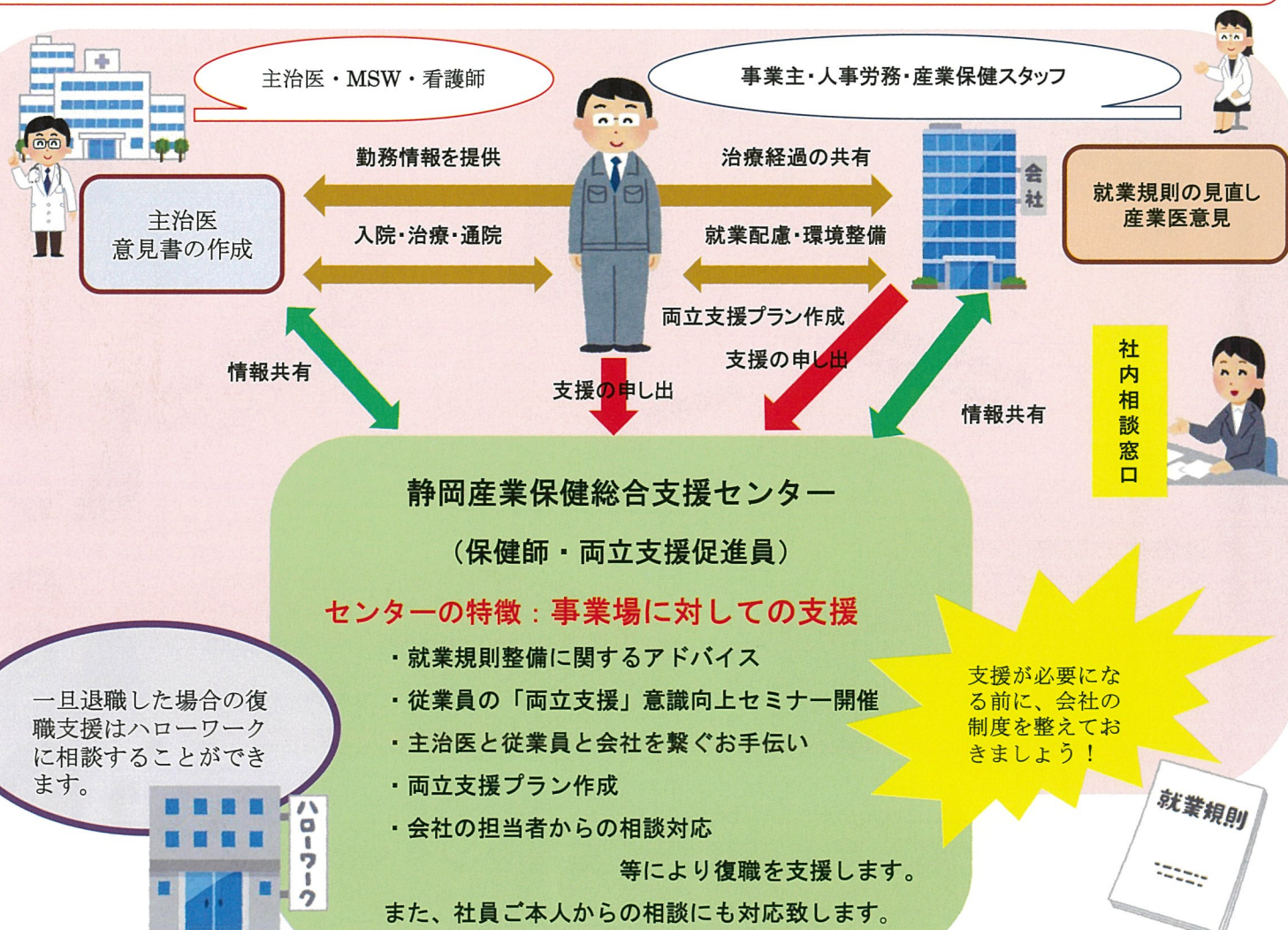
部下が病気になったから仕事を辞めると言ってきたが、何とか辞めないで無理なく仕事を続けて欲しい。

治療技術の進歩により、治療を続けながら仕事をすることができるようになりました。ただ、会社でも少し配慮していただくと治療と仕事が両立できるようになり、多くの方が職場に戻ることができます。



労働力人口の高齢化が進む現在、「働く意志と能力のある労働者が適切な配慮のもと、会社で成果を上げる」ことができるよう両立支援の考えや制度を導入することは今後ますます重要になります。

また社員を大事にするこの支援は、従業員の帰属意識やモチベーションの向上につながります。治療と仕事の両立支援は「働き方改革」の重要な柱の一つです。



<事業場での両立支援の進め方：本人及び事業場への支援>

- ①両立支援の環境整備 a) 事業者による方針の表明 b) 相談窓口の開設・役割の明確化 c) 社内制度の整備
- ②実際の運用 a) 本人からの申出・情報提供(会社の制度等) b) 主治医からの情報収集(主治医意見書)：主治医からの意見書をもらう際、勤務情報提供書を利用 c) 産業医からの意見聴取 d) 就業上の措置・治療に対する配慮の検討と実施

ご依頼により、静岡産業保健総合支援センターは上記すべての支援・アドバイスを行う事ができます。